

カリキュラム比較表

(介護・看護・准看)

○ 介護福祉士養成課程
 < 指定規則第7条第1項課程 (2年以上) >

区分	科目名	形態	時間	※単位
基礎分野	人間とその生活の理解	講義	120	8
専門分野	社会福祉概論	講義	60	4
	老人福祉論	講義	60	4
	障害者福祉論	講義	30	2
	リハビリテーション論	講義	30	2
	社会福祉援助技術	講義	30	2
	社会福祉援助技術演習	演習	30	1
	レクリエーション活動援助法	演習	60	2
	老人・障害者の心理	講義	60	4
	家政学概論	講義	60	4
	家政学実習	実習	90	2
	医学一般	講義	90	6
	精神保健	講義	30	2
	介護概論	講義	60	4
	介護技術	演習	150	5
	形態別介護技術	演習	150	5
介護実習	実習	450	10	
介護実習指導	演習	90	3	
合計			1,650	70

○ 看護師養成課程
 < 指定規則第4条第1項課程 (3年以上) >

区分	科目名	形態	時間	単位
基礎分野	科学的思考の基盤、人間と人間生活の理解	講義	360	13
専門基礎分野	人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進	講義	510	15
	社会保障制度と生活者の健康	講義		6
専門分野	基礎看護学	講義	990	10
	在宅看護論	演習		4
	成人看護学	演習		6
	老年看護学	演習		4
	小児看護学	演習		4
	母性看護学	演習		4
	精神看護学	演習		4
	基礎看護学(臨地実習)	実習		3
	在宅看護論(臨地実習)	実習		2
	成人看護学(臨地実習)	実習		8
	老年看護学(臨地実習)	実習		4
	小児看護学(臨地実習)	実習		2
母性看護学(臨地実習)	実習	2		
精神看護学(臨地実習)	実習	2		
合計			2,895	93

○ 准看護師養成課程
 < 指定規則第5条課程 (2年以上) >

区分	科目名	形態	時間
基礎科目	国語	講義	35
	外国語	講義	35
	その他	講義	35
専門基礎科目	人体の仕組みと働き	講義	105
	食生活と栄養	演習	35
	薬物と看護	演習	35
	疾病の成り立ち	演習	70
	感染と予防	演習	35
	看護と倫理	演習	35
	患者の心理	演習	35
	保健医療福祉の仕組み、看護と法律	演習	35
	看護概論	講義	35
	基礎看護技術	講義	210
専門科目	臨床看護概論	講義	70
	成人看護、老年看護	講義	210
	母子看護	講義	70
	精神看護	講義	70
	基礎看護(臨地実習)	実習	210
	成人看護、老年看護(臨地実習)	実習	385
母子看護(臨地実習)	実習	70	
精神看護(臨地実習)	実習	70	
合計			1,890

※ 単位数、時間数について法令に規定がないものは、大学設置基準(昭和31年10月22日文部省令第28号)第21条、及び短期大学設置基準(昭和50年4月28日文部省令第21号)第7条に基づき、次の要領で換算した。

- < 介護福祉士・看護師 >
 ○ 講義科目 ~ 15時間で1単位
 ○ 演習科目 ~ 30時間で1単位
 ○ 実習科目 ~ 45時間で1単位

カリキュラム比較表 (介護・保育)

○ 介護福祉士養成課程
(指定規則第7条第1項課程)

○ 保育士養成課程

区分	科目名	形態	時間	※単位
基礎分野	人間とその生活の理解	講義	120	8
専門分野	社会福祉概論	講義	60	4
	老人福祉論	講義	60	4
	障害者福祉論	講義	30	2
	リハビリテーション論	講義	30	2
	社会福祉援助技術	講義	30	2
	社会福祉援助技術演習	演習	30	1
	レクリエーション活動援助法	演習	60	2
	老人・障害者の心理	講義	60	4
	家政学概論	講義	60	4
	家政学実習	実習	90	2
	医学一般	講義	90	6
	精神保健	講義	30	2
	介護概論	講義	60	4
	介護技術	演習	150	5
形態別介護技術	演習	150	5	
介護実習	実習	450	10	
介護実習指導	演習	90	3	
	合計		1,650	70

	系列	科目名	形態	※時間	単位
必修科目	保育の本質・目的の理解に関する科目	社会福祉	講義	30	2
		社会福祉援助技術	演習	60	2
		児童福祉	講義	30	2
		保育原理	講義	60	4
		養護原理	講義	30	2
		教育原理	講義	30	2
	保育の対象の理解に関する科目	発達心理学	講義	30	2
		教育心理学	講義	30	2
		小児保健	講義 演習	150	5
		小児栄養	演習	60	2
		精神保健	講義	30	2
		家族援助論	講義	30	2
	保育の内容・方法の理解に関する科目 基礎技能 保育実習 総合演習	保育内容	演習	180	6
		乳児保育	演習	60	2
障害児保育		演習	30	1	
養護内容		演習	30	1	
基礎技能		演習	120	4	
保育実習		実習	225	5	
		総合演習	演習	60	2
	小計			1,275	50
選択必修科目	保育の本質・目的の理解に関する科目			150 以上	8 以上
	保育の対象の理解に関する科目				
	保育の内容・方法の理解に関する科目			※1	※2
	基礎技能				
保育実習	保育実習Ⅱ	実習	90	2	
	保育実習Ⅲ	実習	以上	以上	
	小計			240	10
教養科目	外国語	外国語	演習	60	2
		体育	講義	15	※1
		体育	実技	45	1
		その他		※1	※3
		小計			180
	合計			1,695	68 以上

※ 介護福祉士養成課程は時間数、保育士養成課程は単位数により定められている。両課程を比較するために、介護福祉士養成課程の単位数及び保育士養成課程の時間数を短期大学設置基準(昭和50年4月28日文科省令第21号)第7条に基づき、次の要領で換算した。

- 講義科目 … 15時間で1単位
- 演習科目 … 30時間で1単位
- 実習科目 … 45時間で1単位
- 実技科目 … 45時間で1単位

※1 選択必修科目及び教養科目の授業形態については、基礎技能は演習として、基礎技能以外の科目は講義として時間数を換算した。

※2 選択必修科目の単位については保育実習は2単位以上としてその他の科目は8単位以上で換算した。

※3 教養科目の単位については外国語は2単位として、その他の科目は4単位として換算した。

養成校における授業時間の現状

○ 法第39条第1号に該当する専門学校(2年制)の基礎科目実教育時間数

平均実教育時間 257.3時間
 規定時間を越える時間数 137.3時間

特に重視されている基礎科目

基礎分野の教育内容は、現在は「人間とその生活の理解」となっているが、従前は、「人文科学系、社会科学系、自然科学系、外国語又は保健体育のうちから4科目」とされていた経緯を踏まえ、4科目×30H = 120Hとの考え方を基に、1科目30時間を基準時間とし、それを超える学科を特定し、どの学科が特に重視されているか調べたもの。

	基礎分野科目名 (指定120時間)	1・2年					
		30時間以内 (A)	(A)/209	31~40時間 (B)	(B)/209	41時間以上(C)	(C)/209
1	心理学	116校	55.5%	1校	0.5%	5校	2.4%
2	社会学	110	52.6	1	0.5	2	0.9
3	外国語	89	42.6	1	0.5	45	21.5
4	法学	85	40.7			1	0.5
5	健康・スポーツ	61	29.2	3	1.4	18	8.6
6	情報関係	70	33.5	1	0.5	13	6.2
7	倫理	62	29.7			17	8.1
8	経済学	38	18.2	1	0.5	2	0.9
9	音楽	32	15.3			6	2.8
10	国語	34	16.3	1	0.5	6	2.8
11	生物学	37	17.7			1	0.5
12	憲法	21	10.0			1	0.5
13	宗教	24	11.5			3	1.4

※ 調査対象校は、209校である。

○ 法第39条第1号に該当する専門学校(2年制)の専門科目別実時間数等

番号	専門分野科目名	授業形態	規定時間数(A)	規定時間(A)を超える該当校(B)	(B)/209(C) %	超える総時間数(D)	1校当りの規定を超える時間数(D/B)(E)
1	介護実習	実習	450	111	53%	4443	40.0
2	介護実習指導	演習	90	98	47%	3767	38.4
3	介護技術	演習	150	82	39%	3551	43.3
4	形態別介護技術	演習	150	70	33%	2087	29.8
5	レクリエーション活動援助法	演習	60	45	22%	1571	34.9
6	家政学実習	実習	90	53	25%	1473	27.8
7	介護概論	講義	60	40	19%	928	23.2
8	社会福祉援助技術演習	演習	30	36	17%	910	25.3
9	社会福祉援助技術	演習	30	27	13%	700	25.9
10	医学一般	講義	90	29	14%	670	23.1
11	リハビリテーション論	講義	30	34	16%	665	19.6
12	家政学概論	講義	60	32	15%	618	19.3
13	障害者福祉論	講義	30	30	14%	517	17.2
14	老人・障害者の心理	講義	60	15	7%	334	22.3
15	社会福祉概論	講義	60	20	10%	253	12.7
16	老人福祉論	講義	60	14	7%	219	15.6
17	精神保健	講義	30	15	7%	176	11.7
18	その他	-	-	-	-	-	-
合計			1530	180	86%	22882	127.1

※1 調査対象校は、209校である。

※2 1校あたりの規定を超える時間数の合計欄127.1時間は、17科目の合計である。

福祉系高等学校における介護福祉士国家試験の受験要件と実際の指導時間数（別表第一）

教 科		現在（要件）			現在（実質）			養成施設			
		単位	時間数	割合	単位	時間数	割合	時間数	割合		
全	普通教科	56	1,960h	62.2%	56	1,960h	58.3%	120h	7.3%		
	専門教科	34	1,190h	37.8%	40	1,400h	41.7%			1,530h	92.7%
体	総 計	90	3,150h	100.0%	96	3,360h	100.0%	1,650h	100.0%		
専 門	社会福祉基礎	4	140h		4	140h					
	社会福祉制度	2	70h		2	70h					
	社会福祉援助技術	4	140h		4	140h					
	基礎介護	6	210h		6	210h					
	社会福祉演習	4	140h		4	140h					
	小 計	20	700h	58.8%	20	700h	50.0%			720h	47.1%
分 野	家 庭 総 合	4	140h		4	140h					
	小 計	4	140h	11.8%	4	140h	10.0%			150h	9.8%
	看 護 基 礎 医 学	4	140h		4	140h				120h	7.8%
	小 計	4	140h	11.8%	4	140h	10.0%				
実 習	社会福祉実習 実習指導 ※校外施設実習	6	210h		6	210h		450h	90h		
	小 計	6	210	17.6%	12	420h	30.0%	540h	35.3%		
合計(普通科目を除く)		34	1,190h	100.0%	40	1,400h	100.0%	1,530h	100.0%		

※ 1単位時間：50分 1単位：50分×35回

介護福祉士国家試験の受験可能な高等学校福祉科の教育課程（例）

福岡県立久留米築水高等学校 社会福祉科

（福祉科目単位数：44単位 受験科目：40単位＋福祉関連科目：4単位）

学年・単位数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
第1学年	国語総合		現代社会	数学Ⅰ	理科総合B	体育	保健	音楽Ⅰ	英語Ⅰ	家庭総合	生物活用	看護基礎医学	社会福祉基礎	基礎介護	社会福祉実習	福祉情報処理	H	14											単位		
第2学年	国語総合		地理A	数学Ⅰ	化学Ⅰ	体育	英語Ⅰ	家庭総合	看護基礎医学	社会福祉基礎	社会福祉援助技術	基礎介護	社会福祉実習	社会福祉演習	H	14											単位				
第3学年	現代文		世界史A	数学A	体育	オーラルコミュニケーション	家庭総合	社会福祉基礎	社会福祉制度	社会福祉援助技術	基礎介護	社会福祉実習	社会福祉演習	H	16											単位					

②教育課程表の充実・発展を目指す場合

高校福祉科カリキュラム充実改定案

「介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会(H16. 6. 2)」の高校福祉科への指摘
 介護福祉士養成の現状と課題の中で「高校福祉科等の卒業者は、国家試験合格率は平均より高くなってきている一方、介護を必要とする者は生活歴が高校卒業者に比べ長く、高校生等の人生経験だけでは生活支援に対応できないなどの側面がある。」という指摘を受けた。

講義面では、養成施設と高校のカリキュラムは同程度であることから、施設実習の充実を図るため、同単位数を増加する必要がある。

教 科	現 行 高 校			現行養成施設		現 行 時間数差	高 校 改 定 案			改訂後 時間数差		
	単位	時間数	割合	時間数	割合		単位	時間数	割合			
全 体	普通教科	56	1960	62.2%	120	7.3%		50	1750	55.6%		
	専門教科	34	1190	37.8%	1530	92.7%		40	1400	44.4%		
	総 計	90	3150	100.0%	1650	100.0%		90	3150	100.0%		
専 門 分 野	福 祉	社会福祉基礎	4	140	11.8%				4	140	10.0%	
		社会福祉制度	2	70	5.8%				2	70	5.0%	
		社会福祉援助技術	4	140	11.8%				4	140	10.0%	
		基礎介護	6	210	17.6%				8	280	20.0%	
		社会福祉演習	4	140	11.8%				4	140	10.0%	
	小 計	20	700	58.8%	720	47.1%	-20	22	770	55.0%	50	
	家 庭	家庭総合	4	140	11.8%				4	140	10.0%	
		小 計	4	140	11.8%	150	9.8%	-10	4	140	10.0%	-10
	看 護	看護基礎医学	4	140	11.8%				4	140	10.0%	
		小 計	4	140	11.8%	120	7.8%	20	4	140	10.0%	20
	実 習	社会福祉(臨床)実習	6	210	17.6%				8	280	20.0%	
		実 習 指 導	0	0	0.0%				2	70	5.0%	
小 計		6	210	17.6%	540	35.3%	-330	10	350	25.0%	-190	
合 計 (普通教科を除く)		34	1190	100.0%	1530	100.0%	-340	40	1400	100.0%	-130	

※単位=1日6時間×5日間×3年で総単位数90単位

改定案では「社会福祉実習」「実習指導」の増単と、「基礎介護」を2単位(70時間)増単することにより、養成施設の実習時間540時間に対し高校は420時間を実習に充てることが可能になる。その差は-340から-130に減ることができる。

③アンケート分析

高等学校福祉科(福祉コース)の中の介護福祉士受験校に、現行の履修単位数と養成施設の履修時間数との格差を少しでも縮めるためにアンケートを実施した結果、187校中163校から回答をいただいた(回収率87.2%・未回答は閉校等によるものであった)。特に改訂検討にあたっては、実務経験を増やすより質の高い福祉サービス実践につながる「社会福祉実習」「基礎介護」を中心に単位数を増単することを検討していただき、その回答をまとめた。

養成施設の現行専門教科履修時間は1,530時間であるのに対し、高校においては最低単位数34単位を時間数に換算すると1,190時間となり、その差は340時間となっている。特に顕著な違いは、実習に費やす時間の差である。

教員要件関係

介護福祉士養成施設等の教員の要件について

(大学、短大、専門学校共通)

社会福祉概論、老人福祉論、障害者福祉論、社会福祉援助技術、社会福祉援助技術演習、老人・障害者の心理、家政学概論、家政学実習

- (ア) 大学院、大学、短期大学及び高等専門学校において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、助教授又は講師(非常勤を含む。)として選考された者
- (イ) 専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者
- (ウ) 社会福祉主事養成機関、保育士養成所、看護師養成所、歯科衛生士養成所、栄養士養成所又は管理栄養士養成所の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者
- (エ) 大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士若しくは博士の学位を有する者又は当該科目に関する論文を提出し博士の学位を取得した者
- (オ) 国の行政機関又は地方公共団体において管理職以上の経験があつて、当該科目に関する業務に3年以上従事した経験のある者(老人福祉論、障害者福祉論に限る。)
- (カ) 社会福祉士として5年以上実務に従事した者(社会福祉援助技術、社会福祉援助技術演習に限る。)

リハビリテーション論

原則、理学療法士、作業療法士又は整形外科医としての実務経験を有する者

レクリエーション活動援助法

日本レクリエーション協会のレクリエーション・コーディネーター又は福祉レクリエーション・ワーカーの資格を有し、かつレクリエーション指導の実務経験を有する者

医学一般

原則、内科医師

精神保健

原則、精神科医師

介護概論、介護技術、形態別介護技術、介護実習、介護実習指導

- (ア) 高等学校、旧制高等学校若しくは旧制高等女学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者で、かつ、介護福祉士、保健師、助産師、又は看護師として、原則として、5年以上実務に従事した者
- (イ) 社会福祉援助技術及び社会福祉援助技術演習を教授する者(介護実習、介護実習指導に限る。)

その他

- (ア) 形態別介護技術のうち、点字、手話を担当する教員については、点字通訳者、手話通訳者等としての活動歴を有する者であること。
- (イ) 家政学概論については、栄養・調理、被服及び住居のすべての分野を教授できるよう、複数の教員を配置する等の配慮を行うこと。
- なお、住居の分野を担当する教員については、1級建築士でも可とする。

- ※1 基礎分野を担当する教員については、担当する科目について相当の学識経験を有する者であること。
- ※2 下線の科目を教授する専任教員は、介護教員講習会の課程を修了した者でなければならない。なお、介護教員講習会の概要については別添のとおり。
- ※3 専任教員は学生総定員に応じて有する必要がある。

(参考)

学生相違定員の区分	専任教員数
80人まで	3
81人から200人まで	3 + $\frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$
201人以上	6 + $\frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$

(関係条文等)

- ・社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条
- ・社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）第7条
- ・社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について（昭和63年1月14日社庶第3号厚生省社会局長通知）別添2介護福祉士養成施設等指導要領
- ・社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第7条第1項第五号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成13年厚生労働省告示第241号）
- ・介護教員講習会の実施について（平成13年8月16日社援発第1430号厚生労働省社会・援護局長通知）

介護教員講習会の概要

事 項	内 容
趣 旨	介護教育の内容の充実及び向上並びに介護教員の資質の向上を図り、もって質の高い介護福祉士を養成確保する。
講習会の内容	専 門 分 野： 7科目150時間以上 基 礎 分 野： 7科目のうち2科目以上で各30時間計60時間以上 専 門 基 礎 分 野： 4科目計90時間以上 } 詳細は別紙1のとおり
実 施 主 体	○ 講習会の実施主体は、法人であって、基準告示に定める基準に適合する講習会を行う者。 (参考：平成17年度における実施主体) ・ 社団法人日本介護福祉士養成施設協会（全国7ブロック） ・ 全国社会福祉協議会中央福祉学院 ・ 神奈川県立保健福祉大学 ・ 臨床福祉専門学校 ・ 東京福祉専門学校
講 師	講習会の講師は、大学、大学院若しくは短期大学の教授若しくは助教授又は介護福祉士養成施設において5年以上の教務主任歴を有する者その他これらに準ずる者とするのが望ましい。
講習会の全部又は一部免除	講習会の課程の全部又は一部の履修が免除される者の範囲については、別紙2のとおり
適用及び経過措置	○ 平成15年4月1日以降に新たに受講対象専任教員となる者及び同日において現に受講対象専任教員である者に適用。 ○ なお、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に新たに受講対象専任教員となる者及び平成15年4月1日において現に受講対象専任教員である者については、平成20年3月31日までに講習会の課程を修了。 ○ よって、平成18年4月1日以降に新たに受講対象専任教員となる者については、全部免除に該当する者を除き、あらかじめ講習会の課程を修了することが必要。